

平成23年
第5回 飯塚市議会会議録第6号

平成23年12月20日(火曜日) 午前10時01分開議

議事日程

日程第21日 12月20日(火曜日)

第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第83号 平成23年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)
- 2 議案第87号 平成23年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例
- 4 議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
- 5 議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
- 6 議案第111号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 7 議案第112号 財産の譲渡(楽市自治公民館敷地)
- 8 議案第113号 財産の譲渡(久保白自治公民館敷地)
- 9 議案第114号 財産の譲渡(見田自治公民館敷地)
- 10 議案第115号 財産の譲渡(高田自治公民館敷地)
- 11 議案第116号 財産の譲渡(舍利蔵自治公民館敷地)
- 12 議案第117号 財産の譲渡(津原自治公民館敷地)
- 13 議案第118号 財産の譲渡(安恒自治公民館敷地)

第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第84号 平成23年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第85号 平成23年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第86号 平成23年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第89号 平成23年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 議案第104号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
- 7 議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 8 議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 9 議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第119号 財産の譲渡(津原保育所)
- 11 請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願

第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第92号 平成23年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第93号 平成23年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第103号 飯塚市体育施設条例

- 6 議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
 - 7 議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
 - 8 議案第120号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 9 議案第121号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 10 議案第122号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 11 議案第123号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 12 議案第124号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 13 議案第125号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 14 議案第126号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 15 議案第127号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 16 議案第128号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 17 議案第129号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 18 議案第130号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 19 議案第131号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 20 請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願
- 第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第88号 平成23年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
 - 2 議案第90号 平成23年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
 - 3 議案第91号 平成23年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
 - 4 議案第94号 平成23年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 5 議案第95号 平成23年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
 - 6 議案第96号 平成23年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第132号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 2 議案第133号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 3 議案第134号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第6 議会選出各種委員の選出
- 第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議員提出議案第26号 燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書の提出
 - 2 議員提出議案第27号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書の提出
 - 3 議員提出議案第28号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める

意見書の提出

- 4 議員提出議案第29号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第30号 公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書の提出
- 6 議員提出議案第31号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加に関する意見書の提出

第8 特別委員会の設置

第9 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第22号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第23号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第24号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第10 署名議員の指名

第11 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが「議案第83号」、「議案第87号」、「議案第97号」、「議案第100号」、「議案第101号」及び「議案第111号」から「議案第118号」までの8件、以上13件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案13件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第83号 平成23年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、生活保護総務費における就労意欲喚起等支援事業とは、どのような事業であるのかということについては、就労活動をしても就労に結び付かない、また就労しても長続きしない稼働能力のある被生活保護者に対して、高齢者施設または障がい者施設に出向いてもらい、施設の指導員に従い、一定の作業を行うという事業である。事業内容に賛同した被生活保護者は週1回、概ね1日4時間程度ボランティアにて作業を体験するものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、高齢者施設における介護等の仕事をボランティアという形で行うことは難しいと考えるが、少しでも就労意欲を喚起できるような事業にしてほしいという要望が出されました。

次に、商工業振興費において企業立地推進補助金が増額されているが、今年度、沢井製薬株式会社 九州工場とメディサ新薬株式会社 九州工場で何人の雇用が確保されたのかということについては、沢井製薬株式会社 九州工場が当初11人の予定であったが15人で確定しており、メディサ新薬株式会社 九州工場においては当初予算では未計上であったが、19人の雇用が確定しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査したのち、委員の中から、回収が上手くいっておらず、滞納整理がきちんとされているのか疑問であるため、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今までに申告書不提出罪等の秩序犯に対する過料を適用した事例はあるのかということについては、申告不提出の事例はあるが、正当な理由の申し出や相手方との相談等により、現在まで過料を適用した事例はないという答弁であります。

次に、条例改正に伴い厳罰を適用していく考えがあるのかということについては、適用するような事態とならないよう申告指導を行うとともに、市民からの相談等々に応じる考えであり、やむを得ず未申告となった場合、正当な理由の申し出を受ければ、即、厳罰適用ということにはならないという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、罰則を強化することでは問題の解決策にならないと考えるため、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」及び「議案第111号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 財産の譲渡（楽市自治公民館敷地）」から「議案第118号 財産の譲渡（安恒自治公民館敷地）」までの7件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、旧穂波地区には無償譲渡されていない自治公民館が何件残っているのか、また今後それらのすべての自治公民館について無償譲渡を考えているのかということについては、旧穂波地区には自治公民館が全部で16カ所あり、提案中のものを除き、残りは8カ所である。今後は、今回のような議案として提案することも考えられるが、認可地縁団体の組織化の進捗状況をみながら検討を進めていく考えであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案7件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの総務委員長の報告

にありました議案第83号、第87号及び第100号に反対し討論を行います。

「平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」は、第1に黒岩・堤田線道路新設事業費、これは鯉田工業団地のアクセス道路をつくるための財源つけかえです。当初計画にはなかった道路をつくるのに多額の出資を続けるのは認められません。第2に庁舎電話交換機取り替えに借金までして4340万円をつぎ込むのは、市民の理解が得られません。第3に人権同和啓発推進関係ですが、部落解放同盟研究集会講師謝礼29万6千円、奨学生学習会参加補助金35万2千円、また、解放子ども会講師謝礼60万3千円、バスの借り上げ代55万5千円が減額補正になっています。もともと当初予算計上の必要がなかったものではありませんか。第4に人事院勧告を理由にした職員の給与引き下げであります。生活費を大幅に削って市職員を苦しめ、民間労働者の賃金引き下げなどにも波及し、地域経済に悪影響を及ぼすものです。

次は、「平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」についてです。現在、滞納額は205件で約3億9千万円、滞納額が年々増加しています。この間の経済情勢などにより返還の猶予、または免除が必要な場合があるのは明らかなのに関係者に知らせず、便宜的分割納入だけを押しつけ苦しめているのは認められない。このことを厳しく指摘しておきます。

次に、「飯塚市税条例等の一部を改正する条例」は、個人の市民税や固定資産税、軽自動車税等の不申告に対する過料を3万円から10万円に引き上げるものです。高すぎて払いたくても払えない税の負担が市民に重くのしかかっています。罰則を強化することが解決にはなりません。以上で終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第83号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第87号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」、「議案第111号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、「議案第112号 財産の譲

渡(楽市自治公民館敷地)」、「議案第113号 財産の譲渡(久保白自治公民館敷地)」、「議案第114号 財産の譲渡(見田自治公民館敷地)」、「議案第115号 財産の譲渡(高田自治公民館敷地)」、「議案第116号 財産の譲渡(舍利蔵自治公民館敷地)」、「議案第117号 財産の譲渡(津原自治公民館敷地)」及び「議案第118号 財産の譲渡(安恒自治公民館敷地)」以上9件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案9件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第84号」から「議案第86号」までの3件、「議案第89号」、「議案第104号」から「議案第108号」までの5件、「議案第119号」及び「請願第4号」、以上11件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番(田中裕二)

厚生委員会に付託を受けていました議案10件、請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第84号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」、「議案第86号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第89号 平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」、以上3件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市災害甲慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保護者に対して説明会を実施し、どのような意見があったのかということについては、市内21カ所で説明会を実施し、保護者の約3割にあたる345名の参加があった。意見としては、児童クラブの利用者が少ないところは5年生、6年生を制限しなくてもよいのではないか、指導員が不足しているのであれば資格のない方を指導員としてもよいのではないか、延長利用料金は、月額払いだけでなく、日額払いでも対応できないのかといった意見が出されたとの答弁であります。

次に、これらの保護者の意見に、どのように対応するのかということについては、保護者に対しては改めて文書等にて周知を行うようにする。5年生、6年生の入所制限については、近年児童クラブへの入所者が増加しており、今までは学校の空き教室等を活用して受け入れを行っていたが、少人数学級・特別支援学級の設置により学校施設を利用していくことが困難になったことや指導員の確保が困難になっていることが理由であるが、障がいのある子どもや校区外入所など特別な事情のある方については、入所審査会を設置してその中で対応をしていく。指導員については、現場で対応している指導員の方たちと協議をしたなかで、子どもに対するいろいろな知識を必要とすること、国の定めるガイドラインにも資格を持つ方が望ましいとのことからも有資格で対応したいと考えている。延長利用料金の日額払いに

については、指導員の方の負担を考慮して月額払いの定額制で行いたいとの答弁であります。

また、審査の過程において、委員の中から、これから小学校の統廃合もあり児童数も変化していくと思われるので空き教室の確保など、教育委員会ともよく協議をして対応をしてほしいとの意見が出されました。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」、「議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第119号 財産の譲渡（津原保育所）」、以上3件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの厚生委員長長の報告にありました、議案第84号、第85号、第86号、第89号及び第105号、第106号、第119号に反対し、いくつかの点について討論を行います。

「平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、「平成23年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、「平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上3件につきましては、人事院勧告を理由にした職員給与引き下げがあり認められません。

次に、「平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」は、前年度繰越金を373万4千円、基金に積み立てるものです。先日、特別養護老人ホームの内部留保金2兆円と報じられておりましたが、安心して介護が受けられるよう利用者へのサービス充実のために使うべきであります。よって、この補正は認められません。

「飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」は、鎮西保育所を民営化するというものです。行財政改革の一環として保育所の民営化が推し進められています。保育は人が人を育てるものであり、お金がかかるのが当たり前です。そういうものを経費削減の対象にすべきではありません。民営化によって人件費を削減するやり方は、民間保育園の保育士の低い賃金をまったく省みないものです。ベテラン保育士、中堅保育士、若手保育士によって構成された安定した体制が確保されてこそ、子どもたちの体、心の健やかな育成に責任を負うことができます。保育技術、保育力の継承も可能となります。市は保育行政に責任を持つべきで、今回の鎮西保育所民営化は認めることができません。

「飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」は、児童クラブの延長利用を新設し、30分延長がひと月500円、1時間延長がひと月1,000円を現在の料金に上乘せするもので、30分延長と1時間延長の子がそれぞれ100人としても180万円です。苦勞して子育てしている保護者に、新たな負担を押しつけるべきではないことを指摘して反対いたします。

「財産の譲渡（津原保育所）」は、飯塚市立津原保育所を無償譲渡するものです。無償譲

渡を受ける「社会福祉法人 いしずえ会」は、なのはな保育園とたけのこ保育園の2つの保育園を運営しています。今年9月議会で、このたけのこ保育園に私立保育所整備事業費補助金1億2291万円が支出されることが決まりました。そして今回は津原保育所を無償で渡そうとするものです。公的財産も責任も投げ捨てる津原保育所の民営化に反対する立場から認めるわけにはいきません。

以上で反対討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論ありませんか。10番 道祖 満議員。

10番（道祖 満）

ただいま行われました厚生委員長報告すべての議案については、賛成の立場であります。ただ、賛成の立場の中で1点「議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」については、私の考えを述べさせていただいて、賛成討論にさせていただきたいと思います。もともとこの放課後児童健全育成事業というものは、働く人たちの立場にたって設けられたものだというふうに私は思っております。従いまして、一般質問を通じて、働く人たちの要望から考えると、現在の6時までの預かり時間を延長していただきたい、そういうことを私も言ってきました。その結果として有料ではありますけれど、時間延長が認められた。このことについては、関係各位の努力に対して感謝を申し述べたいと思います。ただ、委員長報告の中で意見のやりとりとして、施設が狭い、少ないということについてと職員の確保が大変だということで、現在3年生までのところを状況によっては6年生までお預かりしていただいているものが、条例では3年生から4年生となっておりますけれど、5年生、6年生の今後の取り扱いについては、難しい面があるというような委員長報告であったと思います。しかし、あくまでも働く者の立場から考えますと、施設の整備をお願いしたい。働く人たちはこの厳しい経済情勢の中で、共働きをしながら、子育てにいそしんでいるわけでありますので、その点をご理解いただいて、関係各位には一層努力して施設の整備と職員の確保に取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第84号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第85号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第86号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第89号 平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第104号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第105号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第106号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第107号 飯塚市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」及び「議案第108号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第119号 財産の譲渡（津原保育所）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第92号」、「議案第93号」、「議案第98号」、「議案第102号」、「議案第103号」、「議案第109号」、「議案第110号」、「議案第120号」から「議案第131号」までの12件、及び「請願第2号」、以上20件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

市民文教委員会に付託を受けました、議案19件、請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第92号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第93号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」、以上

2件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市体育施設条例」及び「議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の料金改定は各施設の利用状況を勘案したうえで設定したのかということについては、今回の改定の第1の目的は各施設間の利用料金の平準化であるため、現在の使用料収入額と同額程度になるような形で設定しているという答弁であります。

次に、今回の条例改正によりこれまで無料で利用できていた施設についても有料となるが、子どもの利用料金についてどのような検討をしたのかということについては、受益者負担の公平性を図るため、子どもの利用料金についても徴収することとしているが、できるだけ安い金額で利用できるように設定している。また、これまで減免規定がなかった高校生についても、スポーツ振興、健全育成の観点から、新たに減免規定を設けているという答弁であります。

また審査の過程において、今回の条例改正により使用料収入額が減額となる見込みであるが、減収による利用料金の値上げがないようにしてほしいという要望が出されました。

以上のような審査ののち、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」から「議案第131号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」までの12件については一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願」については、執行部から資料の提出並びに補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、全小中学校の普通教室にクーラーを設置した場合に、どのくらいの費用が必要になるのかということについては、設置費用が約15億円、毎年の電気代が約1億円必要であるという答弁であります。

次に、教育委員会としては費用面をふまえてクーラー設置に関してどう考えているのかということについては、すでに市内の全普通教室に扇風機を設置しており、現在の環境であればクーラーの設置よりも少人数学級措置や介護支援員の配置等の更なる充実を優先してほしいという学校現場からの要望があるため、教育委員会としても人的な環境整備に重点を置いた取り組みを行いたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、採決を行った結果、本件については賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

2、3点お尋ねいたします。まず、紹介議員にこの請願に対しての説明を求められましたか。

議長（兼本鉄夫）

28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

11月8日の委員会において紹介議員の説明をいただきました。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

委員会として学校関係者や子どもの意見、こういうものを聞かれましたでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

委員長報告でも申し上げましたとおり、委員会として教育委員会から学校現場の声について聞いておりますが、子どもの意見は聞いておりません。

議長（兼本鉄夫）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

直接、教員の方には聞かれていないということですね。もう一つ、学校によっては気温の差がずいぶんあります。本当に33度、35度こういう気温になっている教室もあるように聞いておりますが、特にそういう気温の高い学校の教室の温度について、それぞれの学校について論議をされましたでしょうか。

議長（兼本鉄夫）

28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

平均温度は示していただき論議をしております。個々の学校については論議はしておりません。

議長（兼本鉄夫）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの市民文教委員長の報告にありました議案第93号、第103号、第110号及び第120号から第131号までの12件に反対の立場から、また請願第2号に対し賛成の立場から討論を行います。

「平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」は、人事院勧告を理由にした職員の給与引き下げが含まれており認めることができません。

「飯塚市体育施設条例」は、旧市町でばらばらだった体育施設の8つの条例を統合するので、庄内、穎田地区のグラウンドについては無料だったものが全面で1時間が200円、半面で1時間100円となった。野球場の1時間の使用料は、筑穂が295円、庄内が110円、穎田が148円の値上げになる。他の施設においては、おおむね料金は下がるが、

高校生以下の料金を新たに設定しています。何のためにわざわざ子どもから料金を取るのでしょうか。体育施設をおおいに利用してもらえよう無料化すべきで、この条例には反対です。

次に、「飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」は、今まで時間帯で違った陸上競技場の使用料を1時間あたり2,000円と2倍以上大幅に引き上げるものです。健康の森広場は1時間あたり1,500円だったものが2,000円に引き上げられます。芝の張りかえなど改修に費用がかかるためとしていますが、市民の健康福祉の増進のための施設です。誰もが気軽に利用できる料金にすべきです。これにも高校生、また小中学生の料金を設定しています。漫然と子どもからは料金を取るべきではなく反対します。

「請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願」は、委員長報告は不採択であります。近年の異常気象により猛暑日が続くなど、教室での暑さ対策も大変ななっています。教室の温度が34度、35度もあるところもあるように聞いています。実態を正しく把握して、子どもたちや教員の健康管理の面からも、財政上の問題からも十分に審議すべきであり、継続審査とすべきであったと考えます。以上です。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

ただいまの市民文教委員長の報告のうち、「請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願」に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まずはじめに、委員会における質疑答弁の中で、請願提出者が関係する学校以外の保護者からはクーラー設置に関する意見や要望はなかったなどと誤解を招くような表現があったようですので、改めて私からご紹介させていただきます。この請願書にはクーラー設置要望書が添付され提出されております。請願提出者は潁田中学校の保護者ですが、要望書を提出した保護者の皆さんが関係する学校は市内の15校にわたっておりますので、皆様方にお知らせをさせていただいております。

さて、請願賛成の理由ですが、1つ目は地球規模の異常気象による健康リスクの回避、排除です。先の委員会では28度以下という温度設定は労働者に対する規則で、学校現場には関係ないという趣旨の答弁がございましたが、労働できる大人と小学生、特に低学年の子どもたちではどちらのほうが体力があるのかは明らかです。大人は28度以下、では子どもたちの温度環境はどのように設定されるべきだと皆さんは思われるでしょうか。また、学校の教員の皆さんにすれば、学校現場は就業場所、まさしく職場です。特に小学校で担任を持つ教員は、就業時間中の大きな部分を教室で過ごします。飯塚市立小中学校の環境整備は飯塚市に責任があるはずで、同じ飯塚市でありながら、庁舎など他の公共施設に比べ、学校現場の厳しい環境を無視し続けていいのでしょうか。

次に、地元市内業者の育成についてです。9月の一般質問では猛暑となった場合は設置を考えるとの答弁がございましたが、本当にそのような状況に陥った場合、工事優先順位などとは言っておられません。子どもたちの命にかかわることですから、市内全域一斉に設置工事を手掛けなければなりません。400を超える教室へのクーラー一斉設置となれば、市内の業者だけでは到底賄えません。現在のように経済情勢が悪化している中、できるだけ市内業者に発注できるように考慮をしようとすれば、年次計画的に行う必要があります。請願では実現期限をできる限り速やかにと変更されています。市内業者を育成する立場からも、猛暑の到来を待つのではなく、クーラー設置工事にはできる限り早期に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

次に、教育水準の向上に関してですが、クーラー設置に関しては熱中症対策ということだけが注目されていますが、先の9月議会一般質問の中で、庁舎内の温度28度に設定してい

る理由の1つに、作業効率に関係するという答弁がありました。作業効率を学校現場に置きかえれば、学習効率ということになるのではないのでしょうか。子どもたちはもちろん、教員の皆さん方の集中力にも関係するのではないのでしょうか。また例えば、体温を上回る猛暑になった場合そのまま教室で勉強させるのでしょうか。それとも学校を休校にするのでしょうか。その場合の補習授業はどうするのかということにも不安が残ってまいります。

次は、定住人口の増加についてです。今の職場は飯塚でも、子どもの教育環境を考えて市外に居住しているという現況もあります。他の自治体に先駆け、教育現場に力を注ぐということは子育て世代の定住政策にもつながるのではないのでしょうか。周りの自治体と同じ時期にはじめても大きなインパクトにはなりません。このクーラー設置に関しては、飯塚市が先進自治体となることにより、子育て世代の定住へ大きなアピールポイントになるのではないのでしょうか。

最後に財政問題です。当然ですが合併特例債が使用可能な時期に手がけておくべきです。これには先ほど申し上げました、地元企業育成のために数年間にわたる年次計画が理想です。そして設置に数年かけることにより、買いかえ時期を分散させることが可能になります。合併特例債がなくなったのち、買いかえ費用の負担はできる限り分散させることが必要ではないのでしょうか。また、維持費に年間1億円かかると答弁がありました。その計算詳細はどのようなになっているのでしょうか。すべての学校のすべての教室で一斉にクーラーを稼働させた場合、つまり最大負担額、最悪の設定での金額を示されているのではないかと思います。各学校や各教室では、その構造や所在地において室内の温度は違うはずで、学校別や学年別に稼働温度の設定や稼働時間を変えるなどの工夫を施せば、ランニングコストは大幅にカットできるのではないのでしょうか。学校現場からクーラーよりも他の学習環境を整えてほしいという意見があるというお話ですが、教育委員会の予算はなにも上限を設定されているわけではないんです。飯塚市全体の施策の中で優先順位を考えるべきではないのでしょうか。議員各位におかれましては、未来の飯塚市を担う子どもたちのため、請願へのご理解、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げますと共に、最後に重ねてお伝えをしておきたいことは、子どもたちに何かあってからでは遅すぎるということをごさいます。以上で賛成討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第92号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第93号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例」以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第103号 飯塚市体育施設条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第120号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」から「議案第131号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」までの12件の委員長報告は、いずれも承認であります。まず、「議案第120号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第121号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第122号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第123号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第124号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第125号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第126号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第127号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第128号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、「議案第129号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、「議案第130号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、「議案第131号」を承認することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、「請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第2号」を採択することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。
経済建設委員会に付託していましたが「議案第88号」、「議案第90号」、「議案第91号」及び「議案第94号」から「議案第96号」までの3件、以上6件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました、議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第88号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、鹿児島県南九州市の場外車券場「オートレース川辺」については、今年度中の開設が見込めないため関連の予算が減額されているが、いつ開設されるのかということについては、鹿児島県知事あてに提出されている工事着工届によれば平成24年4月30日までの工期になっているが、設置者からそれより遅れるものと見込んでいるとの報告を受けているという答弁であります。

この答弁を受けて、「オートレース川辺」の開設がさらに遅れるようなことになれば、佐賀県小城市に予定している場外車券場の開設にも大きく影響するのではないかと危惧しており、状況によっては一方の開設を断念するという決断も必要ではないかという意見が出されました。以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚立体駐車場については平成22年度の利用台数が前年比で約1万3千台減っており、今回はその使用料収入を711万2千円減額しているということだが、その原因をどのようにとらえているのかということについては、河川敷の無料駐車場の拡張に伴い駐車台数がふえたこと、また郊外店舗等の増加に伴い本駐車場の利用が減少していることが原因と考えているという答弁であります。

また審査の過程において、委員の中から、本会計に職員給与が1名分計上されているが、

現在、駐車場建設費用の償還を行っており、使用料よりも一般会計からの繰入金額が大きいという苦しい状況の中、職員1名を本事業の事務処理に従事させる必要があるのかについては疑問であり、繰入金を減額するために今後は人件費を抑えることも検討すべきではないかという意見が出されました。以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第95号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第96号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第4号)」、以上3件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、本案3件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの経済建設委員長の報告にありました議案第88号、第90号、第91号及び第94号、第95号、第96号に反対し、主なものについて討論を行います。

まず、「平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の堀池浄水場施設の急速な過施設は現在の水源は穂波川の伏流水で、水質に一度も異常が見つかったことはなく、塩素滅菌で浄水されたのち、二瀬、片島、幸袋地域に給水されています。新しい施設の設置は、糞便に入っているとされるクリプトスポリジウム等の存在が間接的に疑われる指標菌が見つかったとして、9年前から取水を停止している井戸水をこの何の問題もない伏流水に混ぜて浄水するためのもので無駄なものです。今後、給水人口の減などにより水需要も減少し、現在の経済状況の中では大口需要の伸びも期待できません。この間、この井戸水からの取水を停止しても給水に何の問題もなかったというのですから、あえて汚染の可能性のある井戸水を使用する必要は全くありません。補正予算は堀池浄水場を継続するものであり、認めることができません。

なお、その他の特別会計、事業会計には、人事院勧告を理由にした職員の給与引き下げが含まれており、認めることができません。以上です。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第88号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第90号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第91号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第94号 平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第95号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第96号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

「議案第132号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第134号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、議案第132号から議案第134号までの「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。

平成24年3月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、議案第132号は、飯塚市大分1491番地24、江島康博氏を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第133号及び議案第134号は、飯塚市津原610番地2、岡松秀行氏、飯塚市吉原町6番16号、松岡智氏をあらたに人権擁護委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第132号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第133号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第134号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚市政治倫理審査会委員に、11番 小幡俊之議員、25番 古本俊克議員、27番 森山元昭議員、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市政治倫理審査会委員に、11番 小幡俊之議員、25番 古本俊克議員、27番 森山元昭議員、以上3名を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、飯塚市政治倫理審査会委員に、11番 小幡俊之議員、25番 古本俊克議員、27番 森山元昭議員、以上3名を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第26号」から「議員提出議案第29号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番(江口 徹)

議員提出議案第26号から議員提出議案第29号までの4件について、提案理由の説明をいたします。本案4件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長あてに、「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書(案)」は内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)あてに、「国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣あてに、「鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第26号 燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書の提出」、「議員提出議案第27号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書の提出」、「議員提出議案第28号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第29号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出」、以上4件については、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第30号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 道祖 満議員。

10番(道祖 満)

議員提出議案第30号について、提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書(案)」は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第30号 公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第31号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

議員提出議案第31号について、提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に関する意見書（案）」は、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

「環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に関する意見書（案）」について賛成の立場から討論を行います。ＴＰＰは農産物も含めてすべての関税をゼロにするものです。農林水産省の試算では、農産物の輸入自由化で日本の食料自給率は、現在の40%から13%まで下がるとされています。また、ＴＰＰで問題になるのは農業だけではなく。医療、食品、労働及び建設業などあらゆる分野の規制緩和を要求されることが予想されます。医療では、国民皆保険制度が壊され、お金のあるなしで受けることのできる医療に格差がひろがること懸念されています。このような国民生活の安全及び安定をおびやかす、ＴＰＰ交渉参加を撤回するように求めて、賛成討論といたします。

議長（兼本鉄夫）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第31号 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、原案否決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 2時23分 再開

議長（兼本鉄夫）

本会議を再開いたします。

特別委員会の設置を議題といたします。市長から、庁舎建設に関することについて、議会の意見を賜りたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。庁舎建設に関する特別委員会を設置することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「庁舎建設特別委員会」、委員定数は「11名」、付託事件は「庁舎建設に関することについて」とし、これを閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託いたしたいと思いを。これに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、特別委員会の名称は「庁舎建設特別委員会」、委員定数は「11名」、付託事件は「庁舎建設に関することについて」とし、これを閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番 八児雄二議員、8番 佐藤清和議員、10番 道祖 満議員、11番 小幡俊之議員、12番 梶原健一議員、15番 石川正秀議員、16番 上野伸五議員、18番 秀村長利議員、24番 岡部 透議員、26番 瀬戸 元議員、28番 坂平末雄議員、以上、11名を指名いたしたいと思いを。

庁舎建設特別委員会委員の選任について、お諮りいたします。

3番 八児雄二議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、3番 八児雄二議員を選任することに決定いたしました。

次に、8番 佐藤清和議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、8番 佐藤清和議員を選任することに決定いたしました。

次に、10番 道祖 満議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、10番 道祖 満議員を選任することに決定いたしました。

次に、11番 小幡俊之議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、11番 小幡俊之議員を選任することに決定いたしました。

次に、12番 梶原健一議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、12番 梶原健一議員を選任することに決定いたしました。

次に、15番 石川正秀議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、15番 石川正秀議員を選任することに決定いたしました。

次に、16番 上野伸五議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、16番 上野伸五議員を選任することに決定いたしました。

次に、18番 秀村長利議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、18番 秀村長利議員を選任することに決定いたしました。

次に、24番 岡部 透議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、24番 岡部 透議員を選任することに決定いたしました。

次に、26番 瀬戸 元議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、26番 瀬戸 元議員を選任することに決定いたしました。
次に、28番 坂平末雄議員を選任することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、28番 坂平末雄議員を選任することに決定いたしました。
暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時36分 再開

議長(兼本鉄夫)

本会議を再開いたします。正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。

委員長 24番 岡部 透議員、副委員長 26番 瀬戸 元議員であります。

「報告第22号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。庄内支所経済建設課長。

庄内支所経済建設課長(重松裕司)

報告第22号 専決処分の報告につきまして、ご報告いたします。

議案書の105ページをお願いします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものであります。

本件事故は、平成23年7月8日、金曜日、午前7時15分頃、飯塚市多田地内の市道「関の山・烏尾線」において、相手方車両が庄内地区から頼田方面へ走行中、突然、前方左側の市有地法面から直径約30センチメートルの石が落ちてき、相手方は急な落石のため、避ける間やブレーキを踏む間もなく、車両はそのまま石に乗り上げ車両の前方から下部に至るまで損傷させたものであります。事故によります過失割合は、市が100%で示談が成立しており、相手方車両の損害賠償額は修理費用額25万9640円となっております。

今後は、今回の事象を教訓に、このような事故が起こらないよう、道路パトロールの強化を行い、落石等がないように点検など安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第23号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

土木管理課長(伏原和也)

報告第23号 専決処分の報告について、ご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の107ページをお願いします。本件事故は、平成23年7月7日、木曜日、午前8時50分頃、柏の森地内の市道「折口・天神坂線」において、当事者が柏の森から庄内方面へ走行中、市道に生じた穴により車両右側の前輪タイヤ等を損傷させたものでございます。事故によります市の過失は70%で示談が成立しており、当事者車両の損害賠償額は修理費用額6万6000円のうち、市の過失70%である4万2420円となっております。道路の

点検補修につきましては、日頃より市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気を付けてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第24号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

穂波支所経済建設課長（田中重信）

報告第24号 専決処分のご報告をさせていただきます。

議案書の109ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

本件事故は、平成23年9月8日、木曜日、午後1時20分頃、平恒地内の市道「片島・平恒線」において、穂波支所経済建設課職員が刈払機により路肩の除草作業を行っていたところ、市道を忠隈方面へ走行中の相手方車両に、刈払機の刃によってはねた小石が当たり、左側フロントガラス及びドアを損傷させたものであります。この事故による過失割合は、市の過失100%で示談が成立しており、相手方車両に対する損害賠償額は修理費用9万8923円となっております。

今後は、このような事故を起こさないよう当該職員に対し厳しく指導をしております。また、他の職員に対しても常に危機管理意識を持ち、細心の注意を払いながら業務に当たるよう指導を行うと共に、さらに安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。6番 江口 徹議員、25番 古本俊克議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成23年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後2時43分 閉会

出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	兼本鉄夫	15番	石川正秀
2番	藤本孝一	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

都市建設部次長 中園 俊 彦

副 市 長 田中 秀 哲

会計管理者 遠藤 幸 人

教 育 長 片峯 誠

土木管理課長 伏原 和 也

上下水道事業管理者 梶原 善 充

穂波支所経済建設課長 田中 重 信

企画調整部長 小鶴 康 博

庄内支所経済建設課長 重松 裕 司

総 務 部 長 野見山 智 彦

財 務 部 長 実藤 徳 雄

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

都市建設部長 定宗 建 夫

上下水道部次長 杉山 兼 二

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

企画調整部次長 大谷 一 宣

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番